研究成果報告書 科学研究費助成事業

平成 30 年 8 月 2 7 日現在

機関番号: 16401

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2017

課題番号: 26380009

研究課題名(和文)権利の外形と内実に関する法学的研究 - 土地権利者情報の精緻化を目指して -

研究課題名(英文)A legal study of the form and matter of property

研究代表者

緒方 賢一(OGATA, KENICHI)

高知大学・教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門・教授

研究者番号:00380296

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、当初計画から期間を一年延長し、平成26年4月から平成30年3月まで4年間実施した。現地聞き取り調査と文献研究を中心に研究を行い、権利の外形である土地権利者情報の精緻化以上 に、内実である土地利用の需要喚起、土地利用の維持のための組織作りが重要であるとの結論に至った。期間中、雑誌論文6件、学会発表2件、図書2件の研究成果を挙げた。 研究成果の社会還元として、農業委員会関連の研修会、会議等で10回講演を行った。また、期間中、高知県農業委員会活動評価検討会の委員を務めるなどもした。本研究に続く研究として平成29年度から「一般社団法人に

よる地域的公共性の実現可能性」を実施している。

研究成果の概要(英文): The project has been operated for four years. The conclusion of the research is that it is important not only to complicate the data of properties but also to study how to meet the demands of land uses. The representative has written six papers, made two research reports. And the representative gave ten lectures during the period. The project has been succeeded to a new project by the representative.

研究分野: 法社会学

キーワード: 所有権空洞化 権利者情報 不動産登記 農地台帳

1.研究開始当初の背景

研究代表者は本研究開始以前に、共同体等 による地域共通資源の利用および管理のあ り方について、当時盛んであったコモンズ論 に依拠しながら研究を進めていた。環境社会 学から議論がスタートした我が国のコモン ズ論は、法学における入会研究に着目して農 山村の地域資源の共同管理等を検討し、都市 空間にまでその考察対象を広げていた。本研 究に先行する基盤研究(C)(平成22~24年度) 「沿岸海域および河川流域の「共」的管理に 関する法学的研究」(課題番号 22530009)に おいて研究代表者は、漁業法上の共同漁業権 について、その権利の性質は入会権的性質を 現在も色濃く残しており、最高裁平成元年 7 月 13 日判決(民集 43 巻 7 号 866 頁)のいう 社員権的なものではないこと、および漁業権 行使者数と権利に基づく利用実態が大幅に 減少して利用が過少になり、権利が空洞化し ている実態を明らかにした。

権利の空洞化現象は、共同漁業権だけでは なく所有権にも現れており、農村における耕 作放棄地がその典型である。本研究に先行す る挑戦的萌芽研究(平成 24~25 年度)「土地 所有権の形骸化: モンスーン・アジア的病理 の解明と対策」(課題番号 24658196)おいて 研究代表者は、2009年農地法改正で農業経営 基盤強化促進法から移行して導入された遊 休農地対策規定(農地法 30 条以下)の適用 過程を、高知県および青森県において調査、 研究した。その結果、周囲の営農に支障を来 すと判断され規定が一部適用(34条・勧告) された耕作放棄地の中には、相続等によって 発生した不在地主(当該農地のある市町村に 住所を有していない所有者)の所有地がある ことがわかった。不在地主の所有権が周囲の 土地利用の妨げとなり、また効率的な農地利 用の桎梏となっていた。このように、利用が なされなくなった土地に権利だけが残り続 け、形骸化した権利が新たな利用の妨げにな ったり、周囲の土地への悪影響を及ぼしたり する現象が顕在化しつつあった。

こうした問題は、21世紀に入って我が国が

人口減少社会になったことや、東京圏への一極集中に象徴される中央と地方の格差が背景にあると考えられるが、都市農地の耕作放棄や空き屋敷の問題は人口減少とばかり関係があるとはいえず、より普遍的な深い原因があるものと推測された。

権利内実の空洞化に対して、法的には、例えば農地に関して農地法が 2009 年に改正され、所有者等の「責務」が明確化される(農地法 2 条の 2) などの対策が取られたほか、農業委員会による農地パトロールに基づく指導等、実務レベル多くの取り組みがなされていたが、農地法の遊休農地対策規定が 34条までしか適用されない事実に象徴されるように、いわゆる「所有権の絶対性」を前に対策が足踏みをしている状態であった。

所有権の空洞化の解決に取り組む際、大き な障害となるのが、所有者等土地に関する権 利者の情報が、登記簿、固定資産税台帳、農 地台帳、地籍調査情報等に散在していて、し かも不完全な形でしか蓄積されていないこ とであった。不在地主の農地については農業 委員会や市町村職員が地縁血縁をたどって、 空き屋敷の権利関係については市町村職員 や司法書士等が専門的技術を駆使して、権利 者情報の不備を補い対処していたのが当時 の状況であったが、当然のことながら費用や マンパワーの面で限界があった。地租改正や 登記制度のそもそもの目的が徴税や手数料 徴収であったといった歴史的経緯や、登記の 目的が対抗要件の付与であることなどを考 えれば、これらの制度が土地の権利者情報を 精確に把握するシステムとなっておらず、権 利の空洞化に対応できていないことが明ら かであった。

2 . 研究の目的

権利空洞化の外形部分である土地の権利 者情報を精緻化することによって、空洞化を 解消する法改正や各種支援策を提言するこ とが研究の第一目的であった。具体的には、 土地の権利者情報が記載されている不動産 登記簿、農家(農地)台帳、地籍情報、固定資 産税台帳等における名義上の所有者と現実 の所有者の乖離の状況や、各種の情報源での 内容の差違の状況等を明らかにし、改善に向 けた対応策をどのように構築していくのか、 検討することであった。

権利の外形の改善策を提言するのみでは 課題を十分に解決できるとはいえず、内実で ある「利用」の充実を図る方策を検討するこ とも必要であった。空き屋敷、耕作放棄地と いった言葉に象徴される「過少利用」は権利 の空洞化そのものであり、外形に問題があっ ても内実である利用がなされていれば問題 が顕在化することは少ない。その意味で、利 用部分における改善を図り、過少利用状態を 克服することも、課題解決には不可欠であっ た。 本研究は、宅地、農地等土地利用に関する 権利の外形と内実について、現地調査や文献 研究を通じて、制度の運用実態の把握からス タートし、外形を示す権利者情報の精緻化と 内実である過少利用状態の克服を目指すも のであった。

3.研究の方法

本研究では、現地調査および文献研究により課題を明らかにし、解決策を提案することとした。1,2年目は現地調査と文献研究を中心に研究を展開し、最終年度にとりまとめを行い、一定の結論を出すことを目指した。

現地調査は、研究代表者がそれまでの研究 活動等で培ってきた実務家等との連携にお づき行うこととした。調査は農村と都市のの あるので、研究協力者と共同で もるので、研究協力者と共同で、あるいで あるので、研究協力者と共同で、あるいで もして調査し情報共有を図ることとした。 地については全国農業会議所等のいへ、 世については全国農業会で 会系統組織および市町村、宅地についての 会系統組織および市町村、宅地について の空洞化という今日的課題意識から、 近代全 の空洞化という今日的課題意識から、 近代全 ので、 近代全 の について再確認を行い、 より体系的で 説得力 のある提案を行うこととした。

年度ごとの研究計画を下記のように定めた。

【平成26年度研究計画】

(1) 現地調査

研究初年度の現地調査は農地、宅地とも調査を開始する。農地については耕作放棄地を調査対象とし、高知県内の農振農用地区域内の耕作放棄地、東京都区部若しくは市部の市街化区域内の耕作放棄地について調査する。2013年11月現在、農地中間管理機構関連法案が国会で審議されているが、その中では農地台帳の法定化等も予定されており、実現すれば本研究課題の調査の結果は制度の円滑な導入に貢献できる可能性が高い。

高知県における耕作放棄地調査は県内か ら候補地を選び、3 カ所において実施する。 候補地の選定については研究代表者が委員 を務める高知県農業委員会活動評価検討会 でこれまでに評価を実施した市町村の中か ら、平場の優良農地が多いところ、中間地域 で集落営農等集団的な農地利用が期待でき るところ、および山間部の条件不利地域で棚 田が多数あって耕作を維持する必要性が高 いところからそれぞれ選定する。地域の選定 は高知県農業会議の助言を受けて行うが、現 在のところ平場は高岡郡四万十町、中間的地 域は高岡郡佐川町、山間部は長岡郡大豊町を 候補として検討中である。いずれの町も研究 代表者がこれまで他の研究の実態調査や農 業委員会の評価活動で複数回訪問している ところであり、耕作放棄の一般的状況につい ては既に把握できている。調査地が決まれば、 高知県農業会議を通じて農業委員会事務局 に協力を依頼して、2年間かけて継続的に実 態を詳細に把握する。都市の耕作放棄地につ いては東京都で行う。現在のところ、農地法 34条の勧告が出された稲城市の農地につい て調査する予定であるが、全国農業会議所と も相談し、地域を選定する。

宅地の空き屋敷地については、東京都区内または市域の中から具体的に空き屋敷地を探し、調査する。空き屋敷地の選定には東京都内で開業する司法書士および自治体職員の協力を得ることとし、2カ所程度調査する。現在のところ候補地は中野区および大田区を予定している。いずれも住宅密集地を抱え、防犯、防災上空き屋敷地は潜在的に課題となっているところである。

調査では、自治体や農業委員会が耕作放棄 地、空き屋敷をどのように把握しているか、 解消に向けてどのような対応を取っている か、対応できないとすればその障害となって いるのはどのようなことか、聞き取りを中心 に調査していく。司法書士には住宅地に関し て、空き屋敷のほかに権利の空洞化のために 実務上解決が難しい案件なども紹介しても らい、法実務的処理上の課題等について聞く とともにその解決策を検討する。

(2) 文献研究

文献研究は主として土地の権利情報の把握方法および所有権等の権利の性質について、今日的状況がどのようなものか、歴史的経緯を追って今日的状況がどのように形成されて来たか、権利の空洞化という視点から検討していく。

土地の権利者等の情報は、我が国における 近代的土地所有権の形成過程に沿うように 形成され、確立し、明治民法によって近代的 所有権が確立された後も、紆余曲折があって 今日に至っている。明治初期の地租改正にお いて地券が発行されたときから土地の所有 者が地券に記載された。地券は 1889 (明治 22)年に廃止されたが、土地の所有者情報は 土地台帳により把握された。一方、所有権以 外の質権や抵当権は1873(明治6)年地所質 入書入規則によって法認され、1886(明治19) 年の登記法により不動産登記制度が整えら れて登記簿上の情報となった。地租あるいは 固定資産税の課税上の根拠として、所有権等 の権利の公証として、土地(課税)台帳と登 記簿が役所(府県庁・郡役所等)と裁判所(区 裁判所)にそれぞれおかれ、両者は1960(昭 和 35)年の不動産登記法改正によって登記簿 と台帳の一元化が行われるまで併存した。

一元化の後も、市町村は固定資産税台帳や 農地台帳といった土地の権利者を把握でき る情報を保持しており、また地籍調査の際に は別途土地に関する情報が作られるなどし て、土地の権利者情報は現在でも様々なとこ るで把握されている。しかし、不動産登記は 権利の公証のための制度であって権利者に

その必要がなければ情報が更新されず、固定 資産税台帳においては不課となる土地の情 報更新は行われないなどといったことがあ り、全ての土地の全ての権利関係を精確に把 握できる情報源は存在しないのが現状であ る。そのため、農地法には耕作放棄地の所有 者等が確知できない場合に市町村長の公告 によって処理する規定が置かれていたり、空 き屋敷の場合には利害関係人の請求によっ て競売等の処理がなされたりするなど、個別 に対応することになっているが、こうした処 理は実現するまでの道のりが極めて困難で ある。全ての土地の権利者情報を精確に把握 できることは、こうした状況を解決するため に必要不可欠の条件であり、情報を一元的に 把握できるシステムを構築することができ れば理想的である。

文献研究では上記のような歴史的経緯および現状がいかにしてそのようになったのかについて調べ、権利の空洞化によって生じる事態に対応できるシステムを構築することができるか、考察する。法制史および民法・不動産登記法に関する先学者の業績を網羅的に読み込むことはもちろんであるが、立法資料(議会議事録や内部資料)や判例等についてもできる限り収集し、検討して、権利者情報を把握する方法を探る。

【平成27年度・28年度研究計画】

(1) 現地調査

2 年目の現地調査は前年度開始した調査地における調査を継続する。研究代表者のこれまでの経験では、個別の耕作放棄地に対して何らかの対応を自治体や農業委員会がとる場合に、数年間を要することが多く、調査地において継続中の案件があれば3年目以降も調査を継続する。一方で、変更の必要が生じた場合には2年目から調査地をさらに増やすことも検討する。

3 年目は必要な調査を継続するとともに、 調査結果のとりまとめおよび分析を行う。耕 作放棄地、空き家敷地の個別の案件に自治体、 担当職員あるいは専門家(司法書士等)とし て取ることができる対応策を整理し、実務面 からみた法制度の限界を明らかにする。

(2) 文献研究および総合的分析

文献研究は2年目以降も継続する。歴史的経緯の検証と並行して、現行制度の相互関係等について文献から探っていく。3年目には現地調査の結果から明らかになってくる制度の欠陥等について、どのような法的対応、制度対応が考えられるか、文献研究からも検討する。

(3) 研究総括および成果公表

最終的に、権利の外形と内実の不一致をどう解消するのか、結論を出す。個別の事案ごとに対応策、解決策はあるはずであるが、それらを網羅できる総合的解決策を考えることになる。権利者情報を把握する制度を変更するのか、権利概念そのものを再構成するのか、あるいは現行制度の運用変更で対応可能で

現地調査、文献研究と平行して、2 年目から研究成果の発表を行っていく。総括的な研究成果は研究終了後に発表するが、調査によって明らかとなった事実等については、法学の他分野あるいは他の社会科学的な研究に資する情報等もあると考えられるので、でき

あるのか、様々な角度から検討し、提示する。

の他分野のるいは他の社会科学的な研究に 資する情報等もあると考えられるので、でき る限り短期間にとりまとめ等を行い、順次発 表していく。学会等で報告できる場合はその 機会を利用し、そうでない場合には研究代表 者が所属する大学の紀要等に発表して、研究 成果の社会還元を可能な限り速やかに実現

4. 研究成果

させる。

3.研究計画に基づき、研究を実施した。 5.主な発表論文等にあるとおり、[雑誌論文](計6件)、[学会発表](計2件)、[図書] (計2件)の研究成果を挙げた。

本研究が進んで行くのと並行して、耕作放棄地、空き家に関連する法や施策が矢継ぎ早に制定、実施され、研究対象を取り巻く環境が大きく変化した。このため、研究計画を変更し、法整備や施策提言に向けた研究のほか、新たな法・政策の実施状況を調査し、法・政策の現状をレポートすることおよび新法・政策について現場に情報提供することを研究目的に加えた。変化した状況に対応するため、研究期間を1年延長した。

本研究申請後の 2013 年末に農地中間管理事業関連 2 法が成立し、2014 年度から農地中間管理事業が開始された。同時に改正された農地法では、本研究の調査・検討対象であった農地台帳が法定化され(農地法§52 の 3)、すべての農地について、農業委員会(または市町村)が権利者情報を地図情報とともに電算化したデータの形式で保持することと業所にはその集地台帳が整備され、全国農業会議所にはその集約版である「全国農地ナビ」が整備されており、農地の権利者情報の精緻にはかなり進んだといえる状況になっている。

本研究が採択され、研究を開始した直後の 2014年6月、政府の規制改革実施計画が公表 され、農地中間管理事業の推進等を図るため に、農業協同組合、農業委員会等の組織改革 を進めることが計画に盛り込まれた。その後、 2015年には農業委員会法が改正され、農地法 の運用機関である農業委員会および系統組 織は大きく組織が変わった。農地の利用「最 適化」が農業委員会の法定業務となり、農業 委員会が権利の内実である農地の利用の推 進を図ることとなっている。遊休農地対策規 定も改正され、従来よりも簡略化された手続 きで、遊休農地解消対策が実施できる条件整 備がなされた。その結果、所有者不確知の耕 作放棄地についてその旨公示し、都道府県知 事裁定、公告によって農地中間管理事業に載 せ、耕作再開に至る事例が 2017 年に 2 件見

いだされるに至った。

一方、空き家対策については、2014 年 11 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、2016 年度から空き家対策総合支援事業が実施されている。2018 年度からは空き家対策の担い手強化・連携モデル事業も実施され、課題解決に向けた取り組みが本格化している。

研究を進めていく中で、学界で相続登記未了が主な原因で所有者不明状態になっている土地が多く存在することが取り沙汰され、法務省や農林水産省が調査を実施するに至った。農林水産省は 2016 年末に「相続未登記農地等の実施調査の結果について」を、法務省は 2017 年 12 月に「不動産登記簿における相続登記未了土地調査について」をそれぞれ公表し、不動産登記簿情報の不正確される表し、不動産登記簿情報の不正確される原因の一つに、相続による所有者の変更が不動産登記に反映されない法規定のあり方があることを示した。

上記のような研究期間前、期間中の情勢の変化に対応し、本研究では、現地調査、文献研究の成果を学会発表し、論文として公表することに加え、研究成果の現場への還元策として農業委員会系統組織主催のシンポジウム、会議等での講演、農業委員会活動評価検討会等における政策提言等を行った。

本研究の研究終了時での暫定的結論は、 〔図書〕(1)『土地所有権の空洞化』に示し た。同書第5章で研究代表者は、耕作放棄を 材料に、不動産登記簿および農地台帳におけ る権利者情報の現状を紹介し、土地所有権の 外形と内実に関する法的諸課題について見 解を示した。不動産登記の情報が相続登記未 了等によって現実と一致しなくなるのは、物 権変動が意思によって起こる(§176)だけで なく、相続においては被相続人の死亡による 相続の開始(§882、§896)によっても起こる としており、かつ、変動の登記簿記載義務が ないからであることを示した。しかし、不動 産登記法および民法物権法の歴史的経緯か ら、登記義務を課すことは不適当であると指 摘し、また、物権変動を形式主義に変更(登 記を変動の要件とする)しても、変動させる 必要がなければ必ずしも登記を移すインセ ンティブにはならず、登記簿情報の正確性を 担保するものではないことを示した。結局、 登記簿情報は、土地の商品としての流通に必 要であり、流通を目指さない土地については、 物権変動の情報を正確にする必要性がなく、 それが相続登記未了に現れているとの結論 に至った。農地台帳についても同様のことが 言え、農地台帳上の情報は、利用権設定等が なされる際に必要であり、自家利用かそれに 近い形で農地を利用している限り(あるいは 耕作放棄しても) 情報を正確にする必要は ないことも指摘した。加えて農地法の遊休農 地対策規定では、所有者が不確知であっても、 都道府県知事裁定によって利用権設定が可 能であるとされ、現実に知事裁定が行われて

おり、権利者情報とは別次元で権利の設定・ 移転が行われている状況を紹介した。耕作放 棄の解消には、外形対策(正確な権利者情報 の確保)以上に、内実(有効利用)の需要喚起 が重要であり、そのための対策に重点を置く べきとの結論に至った。

土地所有権の内実である利用の促進につ いては、農政上様々な施策が展開されている。 しかし、現状では利用促進の施策が奏功して いるとはいえず、耕作放棄地は増え続けてい る。耕作放棄の解消に向けた農地の維持・利 用確保のための組織作り等が今後の課題と なる。農地の維持・利用確保の担い手として、 どのような組織が適当か、〔雑誌論文〕(1) 「地域の農地の維持、利用調整に向けた総合 的取り組み」において検討し、今後の研究の 方向性を示した。研究代表者は 2017 年度か ら科研費研究(基盤(c))「一般社団法人によ る地域的公共性の実現可能性」(課題番号 17K03319)の交付を受けており、一般社団法 人による農地の維持・利用確保の可能性につ いて検討し、課題解決に向けた研究を継続し ている。

研究期間中、研究成果の研究対象への還元 策の一環として行った講演等については以 下の通りである。「新たな農政改革と農業委 員会の役割について」(2014 年度岩手県農業 委員会大会 2016/11/7)、「農業・農村の再構 築に向けた農業委員会組織のあり方」(2014 年度下期・高知県農業委員会会長・事務局長 会議)、「農業委員会の制度改正と今後の展 開」(2015 年度大分県農業委員研修大会 2016/1/22)、「農業委員会法改正と農業委員 の役割」(2015 年度大阪府南河内地区農業委 員講習会 2016/2/19)、「これからの農業委員 会活動」(2016 年度青森県農業委員会シンポ ジウム 2016/8/18)、「新農業委員会制度下の 農業委員会への期待」(2016 年度兵庫県下農 業委員会幹部研修会 2017/1/13)、「農業委員 会の今日的役割」(2016 年度熊本県農業委員 会活動強化推進大会 2017/2/24)、「農業委 員・推進委員が一体となった農地等の利用の 最適化の推進」(2017年度新潟県市町村農業 委員会研修会 2017/8/24)、「農地利用の将来 ビジョンと最適化の推進活動」(2017年度東 北・北海道農業活性化フォーラム 2017/9/7)、 「農地利用の最適化に向けた農業委員会の 活動について」(2017 年度長野県農業会議第 2 回臨時総会 2018/3/26)。

このほか、高知県農業委員会活動評価検討会にて評価委員を務め、各市町村の農業委員、農業委員会事務局職員に専門的知識の提供を行った。また、2017/7発行の『農業委員会業務必携』84号に緒方賢一「地域の農地を守り、活かす農業委員会活動」を寄稿し、全国の農業委員、農地利用最適化推進委員に見解を示した。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文](計 6 件)

- (1)<u>緒方賢一</u>「地域の農地の維持、利用調整に向けた総合的取り組み」『農政調査時報』 579号、16-24頁、2018、査読無。
- (2)<u>緒方賢一</u>「農地の転用・権利移動規制の 運用の現状と課題について」『農政調査時報』 574号、2-10頁、2015、査読無。
- (3) 緒方賢一「農業委員会改革は農地法制を どこへ導くか『農業と経済』81 巻 9 号、54-63 頁、2015、査読無。
- (4)<u>緒方賢一</u>「農業委員会制度改革の方向性」 『農業法研究』50号、71-91頁、2015、査読 無。
- (5)<u>緒方賢一</u>「農地の権利空洞化とその対策 の現在」『法社会学』81号、91-104頁、2015、 査読無。
- (6)<u>緒方賢一</u>「農業・農村の再構築に向けた 農業委員会組織のあり方」『農政調査時報』 572号、2-11頁、2014、査読無。

[学会発表](計 2 件)

- (1)<u>緒方賢一</u>「農地制度改革と農業委員会制度改革の方向性について」日本農業法学会、2014。
- (2)<u>緒方賢一</u>「農地の権利内実空洞化とその対策の現在」日本法社会学会、2014。

[図書](計 2 件)

- (1)飯國芳明、金泰坤、程明修、松本充郎、 <u>緒方賢一</u>他『土地所有権の空洞化』ナカニシ ヤ出版、2018、338 頁(82-101 頁)。
- (2) 楜澤能生、佐藤岩夫、高橋寿一、高村学人、<u>緒方賢一</u>他『現代都市法の課題と展望』 日本評論社、2018、591 頁(339-359 頁)。

6.研究組織

(1)研究代表者 緒方 賢一(Ogata Kenichi)

研究者番号:00380296

高知大学・教育研究部人文社会科学系・教授